

事務連絡
令和3年3月2日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会医療法人における
救急医療等確保事業の実施について

社会医療法人が満たすべき救急医療等確保事業の基準については、「医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準」（平成20年厚生労働省告示第109号。以下「救急医療等確保事業基準」という。）においてお示ししてきたところです。また、社会医療法人制度に関連して都道府県において扱う事務の処理については、「社会医療法人の認定について」（平成20年3月31日医政発0331008号厚生労働省医政局長通知。以下「社会医療法人通知」という。）においてお示ししてきたところです。

今般、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の影響に伴う社会医療法人における救急医療等確保事業の実施について、下記のとおり取り扱うこととしますので、ご了知いただくとともに、遺漏のないよう、貴管下の医療法人に周知徹底を図るようお願いいたします。

記

社会医療法人通知の第3中5（2）において、「都道府県知事は社会医療法人が救急医療等確保事業基準を満たせなくなることで、当該医療法人に係る社会医療法人の認定の取り消し手続きを突然開始し、地域医療に混乱を与えてしまうことのないよう」にすること及び「社会医療法人が救急医療等確保基準を満たすことができない場合においても、当該社会医療法人に事業継続の意思があり、かつ都道府県知事が一定の猶予を与えれば改善が可能であると認める場合には、当該社会医療法人に対して1年間の猶予を与えることができる」ことが規定されています。

新型コロナの感染拡大と収束が反復する中で、社会医療法人（以下「法人」という。）においては、新型コロナ患者の受入れ等に伴い、救急医療等確保事業基準を満たすことが困難なケースも想定されます。一方で、新型コロナの感染の動向や当該法人を含めた地域の医療提供体制は地域により異なり、各法人における医療機関が行う救急医療等確保事業への影響も法人ごとに異なることから、全国一律の基準のみでは対応が困難であることも想定されます。

そのため、各都道府県におかれましては、救急医療等確保事業基準を満たさない法人がある場合において、新型コロナの影響によりと考えられる場合には、当該法人に対し、社会医療法人通知の5（2）で示されている猶予を与え、地域医療に混乱が生じないよう適切にご対応いただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナの影響であると認められる場合としては、

- 以下の医療機関において、新型コロナ患者への対応を行ったために、平常時と同様に救急医療等確保事業を実施することが困難になり、基準を満たさなかった場合
 - ・ 重点医療機関、協力医療機関その他の都道府県が新型コロナ患者・感染疑い患者の入院受入れを割り当てた医療機関
 - ・ 都道府県から役割を設定された帰国者・接触者外来を設置する医療機関
 - ・ 都道府県、政令市及び特別区から役割を設定された地域外来・検査センター
 - ・ 都道府県から指定された発熱患者等の診療又は検査を行う医療機関（診療・検査医療機関（仮称））
 - ・ 都道府県、政令市及び特別区からの依頼又は委託等により、宿泊療養、自宅療養の新型コロナ患者に対するフォローアップ業務を行う医療機関
 - ・ 当該医療機関の医療従事者等を新型コロナ患者の受入施設での対応等に従事させている医療機関
- 感染拡大による外出自粛に伴う医療機関への受診控えにより、一時的に救急医療等確保事業の実績が落ち込み、基準を満たさなかった場合など多様なケースが考えられますが、必要に応じ、厚生労働省医政局医療経営支援課までご相談ください。